

財務省告示第三百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
成十七年七月二十日に発行した利付国債の発行条
件等を次のとおり告示する。
平成十七年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第十九

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十号）第四条第一項及び財政

の法律及びその 融資金特別会計法（昭和二十

六年法律第一百一号）第十一

項並びに国債整理基金特別会

計法（明治三十九年法律第六号）

第五条第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 利回り競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

を、した後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第 一 非価格競

争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 利回り競

各申込みのうち応募利回りの低

八 最 争
 額 行 入
 振 替 札
 単 位 金 發
 九 振 替 單 位
 十 一 發 行 行 日
 十 二 利 率
 十 三 經 過 利 子
 の 払 込 み

五 万 円
 の 記 載 又 は 記 録 による 振 替 口 座 簿
 の 整 数 倍 の 金 額 による 最 低 額 の 金
 平 成 十 七 年 七 月 二 十 日
 額 面 金 額 百 円 につき 九 十 八 円 八
 十 二 銭
 年 二 ・ 三 パーセント
 は、募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は、払 込 金 額 に 加 え、次 の 算
 式 により 算 出 し た 金 額 を 第 二
 十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込
 む も の と す る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 2.3}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発 行 時 において、その 利 子 に
 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
 も の と し て 振 替 口 座 簿 中 の 口
 座 に 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の
 につ いて は、前 記 (一) の 算 式 によ
 り 算 出 し た 金 額 から 当 該 金 額
 に 百 分 の 二 十 を 乗 じ た 金 額 (た
 だ し、当 該 国 債 を 発 行 時 にお
 て 取 得 す る 者 が 非 居 住 者 又 は
 外 国 法 人 である 場 合 には、前 記
 (一) の 算 式 により 算 出 し た 金 額
 に 当 該 非 居 住 者 又 は 外 国 法 人
 が 適 用 を 受 け る 所 得 税 の 税 率
 を 乗 じ た 金 額) を 控 除 す る こ と
 が でき る。

十 四 初 期 利 子

平 成 十 七 年 十 二 月 二 十 日 を 支 払

期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.3 \times 1}{100 \times 2}$$

十五年 第二期以後の利子以

十六 償還期限

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払入札参加

二十 払込期日

平成十七年七月二十日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行

額面金額百円につき百円

平成四十七年六月二十日

る利子を支払う。

いて、その日以前六月間に属す

日を支払期とし、各支払期にお

毎年六月二十日及び十二月二十